

UMCジャストインスタッフ(株)の派遣状況

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、労働者派遣事業の状況を公開いたします。

許可番号	派 11-300061
事業所の名称	UMCジャストインスタッフ株式会社
事業所の所在地	埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-44-1
待遇決定の方法	労使協定方式(全ての派遣労働者対象:終期2027年3月31日)

対象期間	2025年4月1日～2026年3月31日
------	----------------------

令和 8年6月1日時点の派遣労働者数	96
--------------------	----

令和7年度 派遣先事業所数	17件
---------------	-----

令和7年度 1日8時間あたりの労働者派遣の料金の平均	21,088円
----------------------------	---------

令和7年度 1日8時間あたりの労働者の賃金額の平均	15,088円
---------------------------	---------

令和7年度 マージン率	28.45%
-------------	--------

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

『キャリア形成支援制度に資する教育訓練計画書』(弊社HPをご確認ください。)に則り、段階的にバランスよくスキルアップする教育プログラムを提供致します。

<https://www.umc-jis.co.jp/>

マージン率とは

労働者の方がインターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などを確認し、より適切な派遣会社を選取できるよう、マージン率や教育訓練に関する取組状況の情報公開が派遣会社に義務付けられています。

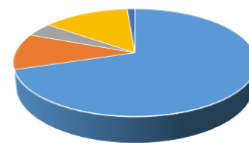
派遣料金 (派遣先が派遣会社へ支払う料金)
賃金 (派遣会社が労働者に支払う賃金) マージン

派遣会社のマージンには、以下の費用などが含まれています。

<含まれている費用の例>

- ・派遣会社が負担する社会保険料 (厚生年金保険・健康保険)
- ・派遣会社が負担する雇用保険料・労災保険料
- ・派遣会社での教育訓練費・福利厚生費
- ・派遣会社の社員の人件費
- ・営業利益

マージン率はその他の情報と組み合わせて総合的に評価することがポイントです



マージンには、社会保険料、労働保険料、福利厚生費や教育訓練費なども含まれていますので、マージン率は低いほどよいというわけではなく、その他の情報と組み合わせて総合的に評価することが重要です。

※掲載している図は派遣料金の構造イメージです。厚労省HP参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00013.html?utm_source=chatgpt.com